

加工・業務用園芸産地確立事業実施要領の運用

加工・業務用園芸産地確立事業実施要領（以下「実施要領」という）第9の知事が別に定めるところによるものについては、以下のとおりとする。

1 事業内容

実施要領第3の事業内容の詳細は、以下のとおりとする。

（1）実需者ニーズに対応した栽培技術の確立

ア 生産・流通体系の構築に向けた取組

（ア）新規作型、品種の導入

実需者等のニーズに応じた品種の導入、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入等に資する取組を行う。

（イ）生産コストの低減

簡易な農業機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行う。

（ウ）流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や収穫後の調整作業の簡素化に資する取組を行う。

イ 作型安定技術の導入に向けた取組

（ア）土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行う。

（イ）病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒や薬剤散布など、病虫害防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行う。

（ウ）地温安定・保水・風害対策

マルチや不敷布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行う。

（エ）土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行う。

（2）契約取引の推進

実需者等との契約取引に向けた検討会の開催、産地への招へいや実需者等からの求めに応じるためのGAP認証の取得など、契約取引の推進に資する取組を行う。

2 事業実施計画の承認等

実施要領第5の5の重要な変更とは、次のとおりとする。

（1）事業実施主体の変更

（2）実施箇所の変更

（3）事業内容の変更

（4）事業費の30パーセントを超える増減

3 県の助成

補助対象経費、補助率及び補助対象要件は下表のとおりとする。

事業内容	補助対象経費	補助率	補助対象要件
1 実需者ニーズに対応した栽培技術の確立		1 / 2 以内	・対象品目は、野菜、果実とする。
(1) 生産・流通体系の構築に向けた取組	・新規作型、品種の導入 ・生産コストの低減 ・流通コストの低減 に要する会場使用料、機械・機器等借上料、講師謝金、旅費、消耗品費、諸材料費、委託料、印刷製本費、簡易な機械・機器の導入に要する消耗品費、備品購入費、役務費など なお、機械・機器1台当たりの取得価格は、500千円未満とする。	1 事業実施主体あたりの補助金額の上限は、1,000千円とする。	・目標年度において加工・業務用出荷量を10%以上増加すること。 ・国庫補助事業の対象としない場合に限る。 ・過去に本事業の補助を受けている事業実施主体の品目については以下のとおりとする。 (1) 現状の出荷量が前回申請時より増加していること（ただし、自然災害等により出荷量が減少した場合は除く）。 (2) 成果目標が前回申請時より高いこと。 (3) 新たな取組みであること。
(2) 作型安定技術の導入に向けた取組	・土層改良・排水対策 ・病虫害防除・連作障害回避対策 ・地温安定・保水・風害対策 ・土壌改良資材施用 に要する会場使用料、機械・機器等借上料、講師謝金、旅費、消耗品費、諸材料費、委託料、印刷製本費、役務費など		
2 契約取引の推進	・実需者等との契約取引に向けた検討会の開催 ・産地への招へい ・実需者等からの求めに応じたGAP認証の取得等 に要する会場使用料、機械・機器等借上料、講師謝金、旅費、消耗品費、諸材料費、委託料、印刷製本費、役務費など		

(附則)

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

この運用は、令和7年5月15日から施行する。